

## 法人市民税の税率表

### (1) 法人税割の税率

- ・ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 (100分の8.4)
- ・ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度 (100分の12.1)
- ・ 平成26年9月30日以前に開始する事業年度 (100分の14.7)

### (2) 均等割の税率

法人等の区分	四條畷市内の 従業者数	税率 (年額)
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記に掲げる法人以外の法人等	*****	60,000円

(注) 資本金等の額及び従業者数は、算定期間の末日現在における額及び人数です。

#### ○ 中間申告の特例

法人税割の税率改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額については、法人税割は「前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数」(通常は「6÷前事業年度の月数」)とする経過措置が講じられます。

#### ○ 税率等の詳細については、ホームページをご覧ください。